

令和8年度保護林モニタリング調査等及び保護林管理委員会運営事業

仕様書（一般競争入札：総合評価落札方式）

1 事業の目的

国有林では、原始的な天然林や希少な動植物の生息・生育地等を対象に保護林を設定している。近年、生物多様性の保全等森林に対する国民の期待や要請が多様化する中、シカによる被害の拡大や松くい虫等の病虫害の発生が一層深刻さを増していることなどから、保護林の状況を的確に把握し、現状に応じた保全・管理を推進することが重要になっている。

このことから、国有林野事業では保護林のモニタリング調査等を実施しているところである。

本事業では、モニタリング調査により保護林の現状を的確に把握し、保護林の設定目的に照らして保護林を評価するとともに、今後の管理方針について検討を行い、適切な保全・管理に当たっての課題及び対応策を明らかにすることを目的とする。

事業の実施に当たっては、有識者等の意見を聴取するために設けられている「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）第6の1に基づく保護林管理委員会へ報告するとともに、委員会を運営する。

2 事業の内容

（1）保護林モニタリング調査の実施

別紙1に示す対象保護林についてモニタリング調査を行い、過去及び今回の調査結果を基に現状の分析を行い評価する。また、適切な管理に必要な措置の検討及び今後の管理方針について提言を行う。

なお、この提言を行う際に、今回実施の森林詳細調査のプロット位置に関し一部変更（移動）が適切と判断するものがある場合には、変更（移動）が必要なプロット名及び理由並びに変更（移動）予定のプロット設定位置に関する情報について検討し提案を行うものとする。変更（移動）予定のプロット設定位置の本事業受託後の検討に当たっては、必要に応じて有識者を交え現地を確認して行うものとし、有識者の旅費・謝金等に係る費用は受託者が負担するものとする。

また、別紙1の各保護林に係る調査に関し『選択』とされているものについては、シカ被害状況や病虫害発生状況等を踏まえ、原則、実施するものとしている。ただし、他に代替できる合理的な調査方法がある場合には、その手法について企画提案を行うものとする。

なお、別紙1の各保護林に係る調査に関し『必須』又は『選択』の印がない調査項目において、調査すべき項目がある場合には、該当する保護林名、調査すべき項目名及びその理由について企画提案を行うものとする。

記載のない事項については、九州森林管理局長が任命する本業務監督職員（以下、「監督職員」という。）の指示に従うものとする（疑義のある場合を除く）。

また、本事業の調査等の実施に当たっては、方法、手順、分析、取りまとめ等について、有識者からの助言を受け実施するものとする。

（２）保護林管理委員会への報告

受託者は、九州森林管理局長が設置している「保護林管理委員会」において、調査結果を報告するとともに、（１）の懸念事項や実施に必要な措置及び今後の管理方針について助言を得る。

（３）保護林管理委員会の運営

保護林の設定、管理、モニタリング等の実施、その他保護林に関連する生物多様性の保全に係る検討のために設けられ、必要な事項を検討するために開催される保護林管理委員会の運営を行う。

3 事業の実施方法

（１）事業実施計画等の作成

受託者は事業の実施に当たって、監督職員に事業実施計画書及び工程表を契約締結後 10 日以内に提出する。

事業実施計画書については、本事業に必要とされる専門性、技術、経験等を勘案し、実施体制、人員配置、現地調査結果の解析手法を記載する。

工程表については、調査対象保護林ごとの調査時期を記載する。

なお、調査期間内（原則として落葉期までに現地調査を完了）に効率的かつ正確に調査することが可能な実施体制を確保するものとする。

（２）保護林モニタリング調査

ア 調査の実施

調査対象保護林において、「保護林モニタリング調査マニュアル(平成 29 年 3 月版)」(以下、「マニュアル」という。)に準拠した調査を実施することとする。ただし、企画提案において、より効率的・効果的な調査方法が提案され、採用された場合はこの限りではない。調査項目については、別紙 5 に示す調査計画(以下、「調査計画」という)に定められた項目並びに企画提案し採用された項目について調査する。また、以下の(ア)～(イ)に留意すること

(ア) 森林詳細調査及び鳥獣害に関する概況調査の実施に当たっては、これらの調査プロットのみではなく、そこに至るアプローチルート途上における保護対象種等の概況把握*を行う。

(イ) 森林詳細調査及び動物調査の実施については、現地の状況等に応じた調査項目、方法等を企画提案し、採用された内容に従って調査を実施することとし、把握した情報を取りまとめて速やかに報告するものとする。

なお、哺乳類等の動物調査で自動撮影カメラによる撮影を行う際は、撮影箇所数については前回調査を参考に保護林全体での生息状況が分かる箇所数とする。また、一箇所あたり3台以上自動撮影カメラを設置すること。

- (ウ) 森林詳細調査及び鳥獣害に関する概況調査の実施の前に、これらの調査に係る調査プロット及びそこに至るアプローチルートについて現地確認を行う場合には、アプローチルート、森林の状況及び鳥獣害による被害状況の把握をすることとし、把握した情報を取りまとめて速やかに報告するものとする。
- (エ) 全プロットが森林生態系多様性基礎調査により調査されている保護林については現地で概況把握*を行うものとする（別紙1参照）。
- (オ) 前回調査時には調査対象範囲が長方形で設定されていたプロットについては、保護林モニタリングマニュアルに基づき、円形プロットを設定して調査するものとする。
- (カ) 立木調査の結果、調査対象木18cm以上の立木の表示については、別途貸与するアルミ製のナンバープレートにステンレス線を取りつけ、対象木の胸高（地上から約1.2m）に固定する。
- (キ) 災害等により森林詳細調査等の継続的な実施が不可能又は変更が不可欠と見込まれる場合には、監督職員と協議して、必要に応じて新たな調査プロットを追加し、データの補完を図ることも検討する。
- (ク) 具体的な調査手法、取りまとめについては、マニュアルに準拠するとともに企画提案し採用された内容に従って行うが、契約締結後に調査項目及び調査手法や分析などを変更しなければならない事情が生じた場合には、事前に監督職員と協議する。

※概況把握：保護対象種を含む植生全体の衰退・消失状況、高木種の更新状況などの状況、植生におけるシカの不嗜好・嗜好種にかかる種組成のほか、希少種等の生育状況の把握。

イ 無人航空機（UAV）による保護林の概況把握

調査対象保護林において、無人航空機（UAV）を活用して概況把握に必要な画像を撮影し、把握した概況について取りまとめを行い、樹木、植相、ギャップ発生等の概況内容とともに監督職員へ報告するものとする。

また、以下の(ア)～(ウ)に留意すること。

- (ア) 調査プロット周辺だけでなく、保護林の概況把握ができる画像を撮影すること。
- (イ) 撮影した画像から考察される内容を概況把握に含めること。
- (ウ) 撮影地点（飛行開始箇所、飛行方向及び撮影箇所）を記録し報告すること。

ウ 植生保護柵の軌跡記録、保守点検・修理及び植生保護柵内外の植生調査

(ア) 植生保護柵の軌跡記録、保守点検・修理

別紙1に記載の植生保護柵が設置されている保護林を対象に、植生保護柵の位置・形状についてGPSで軌跡計測し、GPSデータを取りまとめ、柵の位置を

記載した図面を作成し、監督職員に提出する。なお、別紙1に記載の無い植生保護柵があった場合にも、その植生保護柵の位置・形状についてGPSで軌跡計測し、GPSデータを取りまとめ、柵の位置を記載した図面を作成し、監督職員に提出すること。

また、植生保護柵の位置・形状についてGPSでの軌跡計測にあわせて、柵の状態について保守点検を行い、簡易な補修により柵機能の回復が可能な場合には修理を行うものとする。その修理箇所については、修理前の状況及び修理内容について監督職員に状況写真とともに速やかに報告するものとする。補修用資材については監督職員から提供する。

なお、対応が不可能な規模の修理を伴うものについては、速やかに、破損状況及び修理に必要な資材の概算等について監督職員に状況写真とともに速やかに報告するものとする。

(イ) 植生保護柵内外の植生調査

植生の保護・再生状況等を把握するため、監督職員と協議のうえ、別紙1に示す植生保護柵の設置数等及び別紙4に示す既設の植生保護柵の位置を踏まえて、別紙1に記載する箇所数を選定し、植生保護柵内外の植生調査を実施する。なお、調査対象とする植生保護柵の選定にあたっては、監督職員と協議するものとする。

エ 過去の調査結果と本調査結果との比較

過去の調査結果及び上記アによる本調査の結果を基に、以下の(ア)～(オ)の分析を行う。

(ア) 立木数、低木層・草本層の植被率、シカ被害レベルの経年的変化

(イ) 低木層・草本層における種数、優占種および植物種の経年的変化

初年度の調査（森林基礎調査又は森林基礎調査を実施していない場合については初年度保護林モニタリング調査）で生育確認していたものが、本調査では消失した種及び1度消失したが本調査で再確認された種についても整理する。

(ウ) シカの不嗜好・嗜好種別における出現状況の経年的変化

(エ) 植生保護柵内外の種構成と植被率の経年的変化

(オ) その他、監督職員が指示する項目

オ 保護林の評価及び必要措置の検討

上記ア～エを基に、調査対象保護林の現状に関する健全性や将来見通しなどに係る分析方法等を企画提案し、採用された手法等により分析・評価を行う。これらの評価を踏まえて、保護林の適切な管理に必要な措置や今後の管理方針について検討を行う。

また監督職員から指示された保護林については、今後調査を変更または中止するプロットを提案する。

(3) 保護林管理委員会での調査報告及び提言

保護林管理委員会に際して、以下の(ア)～(ウ)に関して保護林管理委員会の意見を聴くため、必要な資料を用意し保護林モニタリング調査の報告を実施する。

- (ア) 調査計画に基づき実施した調査結果
- (イ) 調査結果を踏まえた保護林の適切な管理に必要な措置及び今後の管理方針の検討案
- (ウ) その他、監督職員が指示する事項

(4) 保護林管理委員会の運営

仕様書別紙6「九州森林管理局保護林管理委員会運営要領」に基づき、九州森林管理局保護林管理委員会を運営する。なお、令和8年度は2回の開催（時期は未定。うち1回は現地確認を伴う。）を予定し、運営に当たっては以下の事項に留意する。

- ア 受託者は、委員会の開催に必要な日程調整、会場の借上げ・設営、資料準備等の事務作業を行う。
- イ 委員会の運営に係る費用及び委員等の旅費・謝金等に係る費用は受託者が負担するものとする。
- ウ 委員会の実施に当たって、受託者は事前に監督職員と打合せを行うものとする。
- エ 令和7年度の委員の情報については表1のとおり。
- オ 委員会の開催場所は九州森林管理局内を基本とする。
- カ 受託者は委員の宿泊先の手配、旅費・謝金の支払い等を行う。

※「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領」（平成28年3月31日付け通知）27林整計第367号）

キ 委員会資料の作成

監督職員の指示のもと、委員会資料の作成及び取りまとめを行う。紙媒体資料については、九州森林管理局が作成する資料と合わせて、監督職員が指定した日までに、各委員に届くよう送付することとする。

ク 委員会記録等の取りまとめ

- (ア) 委員会記録として、委員会の終了後に、写真及び議事録を速やかに監督職員に提出する。
- (イ) 委員会等に付議する資料、写真及び議事録を整理した「令和8年度九州森林管理局保護林管理委員会会議録」を監督職員及び各委員の確認を経たうえで提出する。

なお、委員会の運営について、企画提案された手法があり、採用された場合には、その手法により委員会を運営し、速やかな議事録の作成を行うものとする。

ケ その他留意事項

必要に応じて、各委員会等の議事に関係のある事業の受託者及び各委員との連絡・調整を行う。

表1 九州森林管理局保護林管理委員会 委員情報

招聘する委員		所在地
A 委員	九州大学農学部 准教授	福岡県糟屋郡篠栗町
B 委員	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所	熊本県熊本市
C 委員	林業事業体 取締役	佐賀県神埼市
D 委員	鹿児島大学 国際島嶼教育研究センター 特任教授	鹿児島県鹿児島市
E 委員	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター 九州育種場	熊本県山鹿市
F 委員	宮崎大学 農学部 教授	宮崎県宮崎市
G 委員	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所	熊本県熊本市
H 委員	公益財団法人 日本自然保護協会 参与	東京都世田谷区

(5) その他

本事業の実施に当たっては、監督職員の指示に従うものとする。また、受託者は、毎月の事業進捗状況を監督職員に報告するものとする。

4 貸与する資料等

本事業の実施に際し、下記資料を必要に応じ貸与するので、事業終了時に返還すること。なお、電子媒体によって貸与したものについては、本事業の検査終了後、パソコン等の記憶媒体から全て消去すること。

(1) 森林・立地等関係図面

管内図、施業実施計画図、基本図

(2) 地理情報システムデータ

国有林GISデータ及び衛星写真画像

(3) 保護林関係資料

保護林管理方針書、保護林設定時の報告書等資料

(4) 既存モニタリング調査報告書

過年度の保護林モニタリング調査報告書

過年度の森林生態系多様性基礎調査報告書

過年度の野生鳥獣の生息状況等調査事業報告書

5 成果物の提出

受託者は、事業内容を取りまとめ、以下に定めるとおり提出するものとする。

(1) 提出期限

令和9年3月15日

(2) 提出先

九州森林管理局 計画課

(3) 成果物

- ア 保護林モニタリング調査報告書（冊子体）10部（A4版）
業務目的、調査内容、調査結果、分析結果、基礎調査データ、現地調査データ、写真等について、公表を前提として取りまとめる。
- イ 保護林モニタリング調査報告書 資料編（チューブファイル等に編纂した簡易印刷可）1部（A4版）
- ウ 令和8年度九州森林管理局保護林管理委員会会議録（冊子体）1部（A4版）
委員会に付議する資料、写真及び議事録を取りまとめる。
- エ ア～ウの電子ファイルを保存した電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）1部

(4) 成果物の作成等に係る留意事項

- ア 成果物に絶滅危惧種等の詳細な位置情報を表記する必要がある場合については、事前に監督職員と協議すること。その場合、提出する報告書の電子ファイルについては、位置情報記載のものと公開用に位置情報が記載されていないものの2種類を作成すること。
- イ 製本は無線綴じとすること。
- ウ 調査の実施及び成果物等の作成に当たっては、令和5年12月閣議決定の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に適合した製品を使用すること。

(5) 電子データの仕様

- ア Microsoft社Windows11上で表示可能なものとする。
- イ 使用するアプリケーションソフトについては、以下を基本とする。
 - (ア) 文書：Microsoft Word (Word2016形式以降)
 - (イ) 表計算：Microsoft Excel (Excel2016形式以降)
 - (ウ) 画像：位置情報を付加したJPEG型式
- ウ 成果物データについては、元のファイル形式に加えPDF型式も作成し、併せて提出すること。
- エ 以上の成果物の格納媒体のディスクについては、事業名称等を格納ケース及びディスク上に必ず付記すること。

オ 文字ポイント等、統一的な事項に関しては監督職員の指示に従うこと。なお、成果品納入後に、受託者側の責めによる不備が発見された場合には、無償で速やかに必要な措置を講じること。

6 著作権等の取扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、九州森林管理局に帰属するものとする。
- (2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物等」という。）は、個々の著作権等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が該当既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7 環境負荷低減への取組

受託者（受注者/請負者）は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

8 アフリカ豚熱対策

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報するとともに、九州森林管理局へ連絡すること。

アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の浄消毒等を行うこと。また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性がある。

9 その他

- (1) 本事業の実施に当たって関係法令等への申請が必要な場合には、受託者がその必要な手続を行うものとする。
- (2) 受託者は、別添「委託業務における人件費の算定等の適正化について」に基づき、委託事業に係る人件費を算出すること。そして、委託事業計画書及び委託事業実績報告書の提出の際は、別表として人件費明細書を作成し、併せて提出すること。また、直接作業時間を確認することができる書類等を整備すること。
- (3) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき又は本仕様書に記載の無い事由が生じたときについては、監督職員と速やかに協議し、その指示に従うものとする。なお、本仕様書により難しい事由には、現地

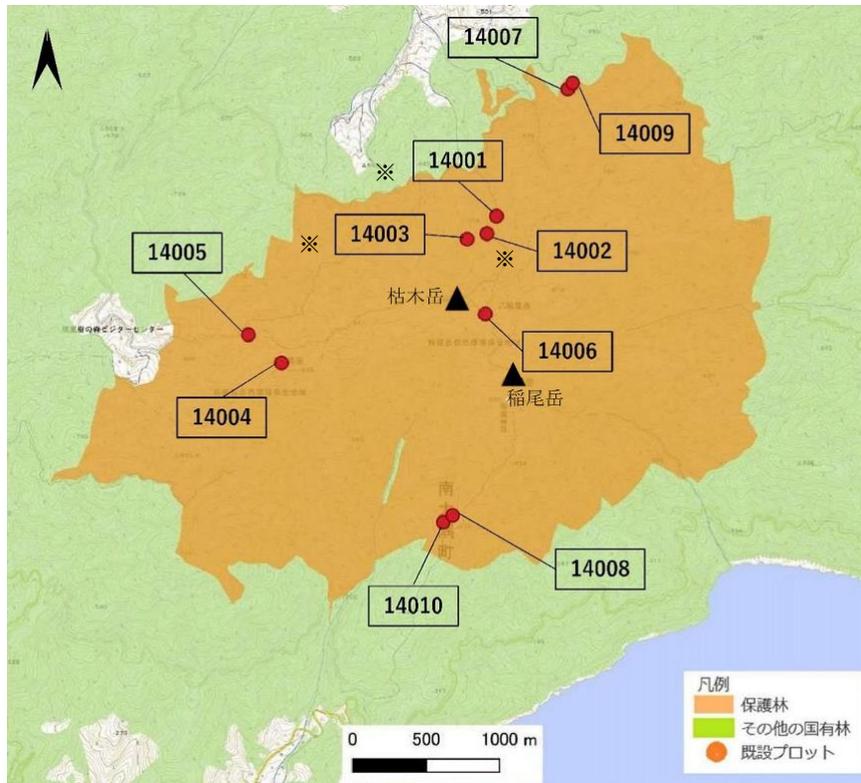
調査等における天候不順、災害等の発生により本仕様書で示した調査等の実施が不可能となった場合を含むものとする。

- (4) 受託者は、九州森林管理局の許可を得ることなく、本事業の実施により得られたデータ及び成果物等を公開あるいは他の業務に利用してはならない。

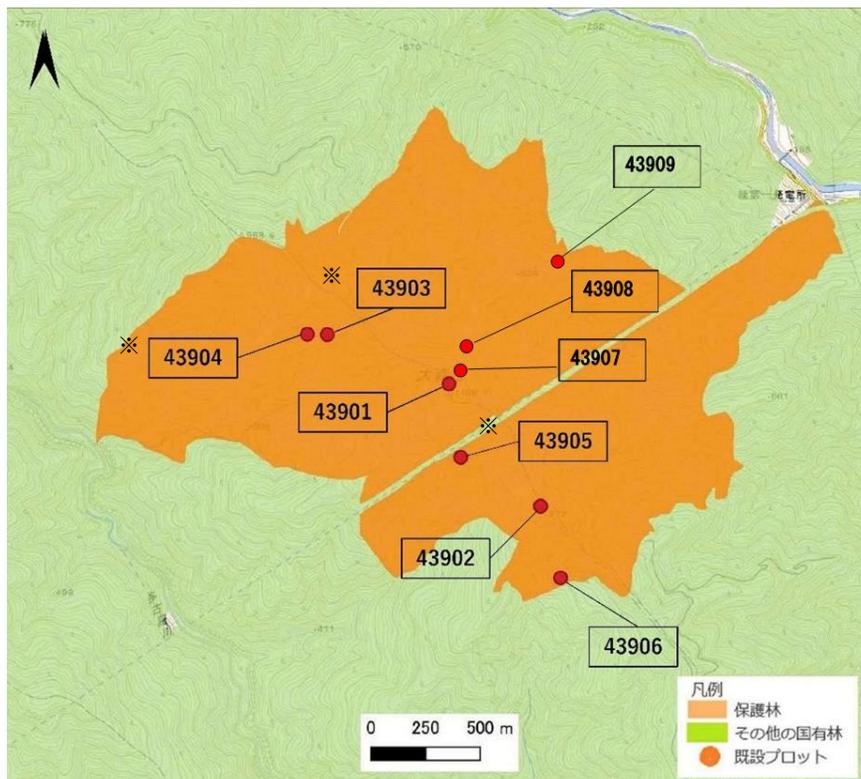
- 別紙 1 保護林モニタリング調査対象保護林一覧
- 別紙 2 保護林モニタリング調査対象保護林プロット図
- 別紙 3 保護林モニタリング調査対象保護林位置情報
- 別紙 4 植生保護柵位置図
- 別紙 5 保護林モニタリング調査計画概要一覧
- 別紙 6 九州森林管理局保護林管理委員会運営要領

保護林モニタリング調査対象保護林プロット図

①稲尾岳周辺森林生態系保護地域

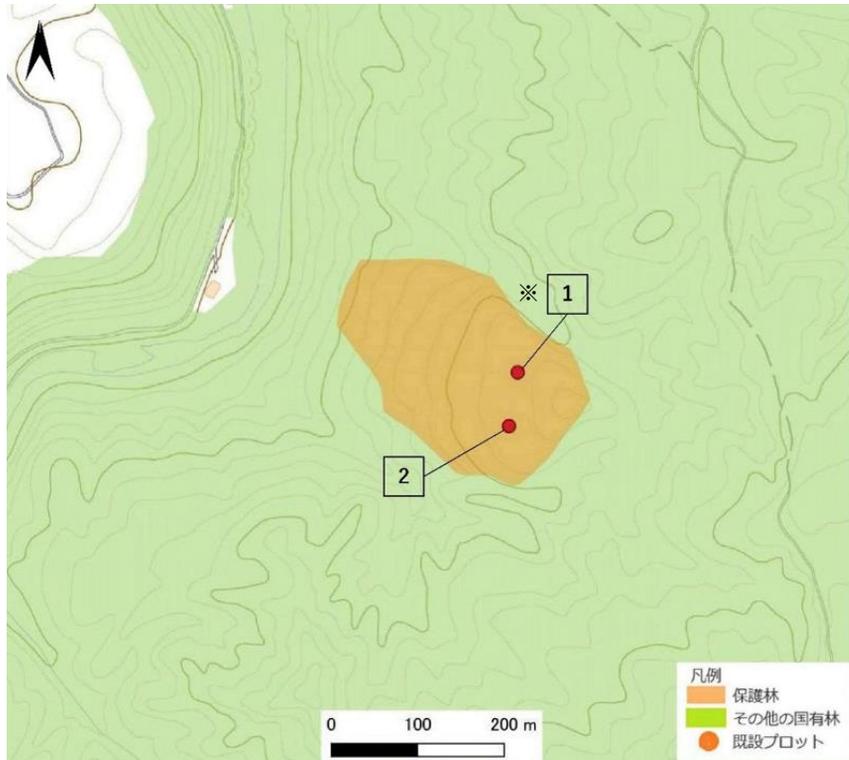


②大森岳生物群集保護林

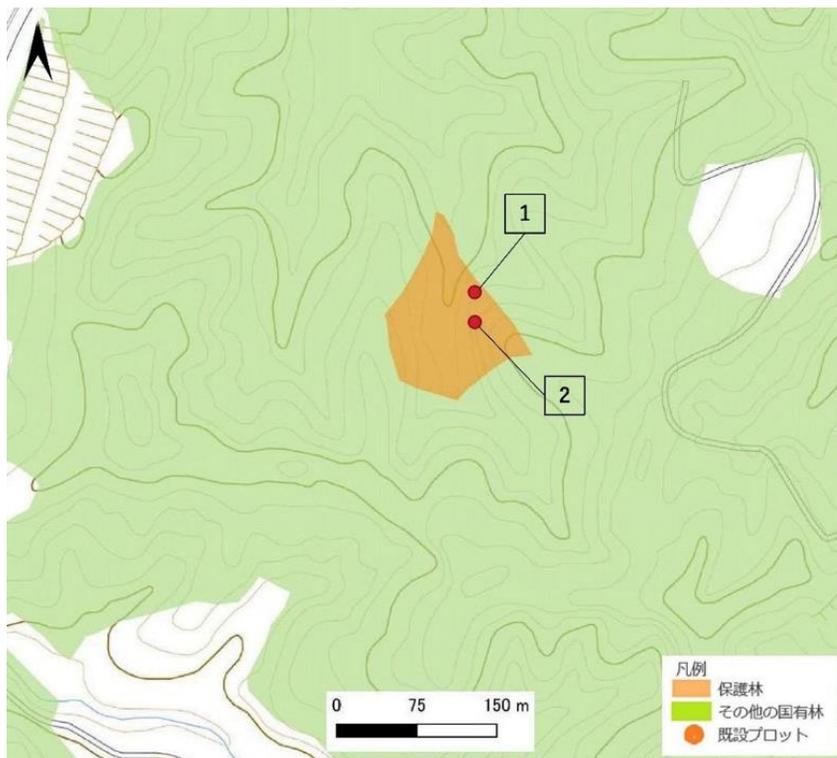


※を示したプロットは森林生態系多様性基礎調査により実施

③楠見イチガシ遺伝資源希少個体群保護林



④青井岳カヤ希少個体群保護林



※を示したプロットは森林生態系多様性基礎調査により実施

(別紙3)

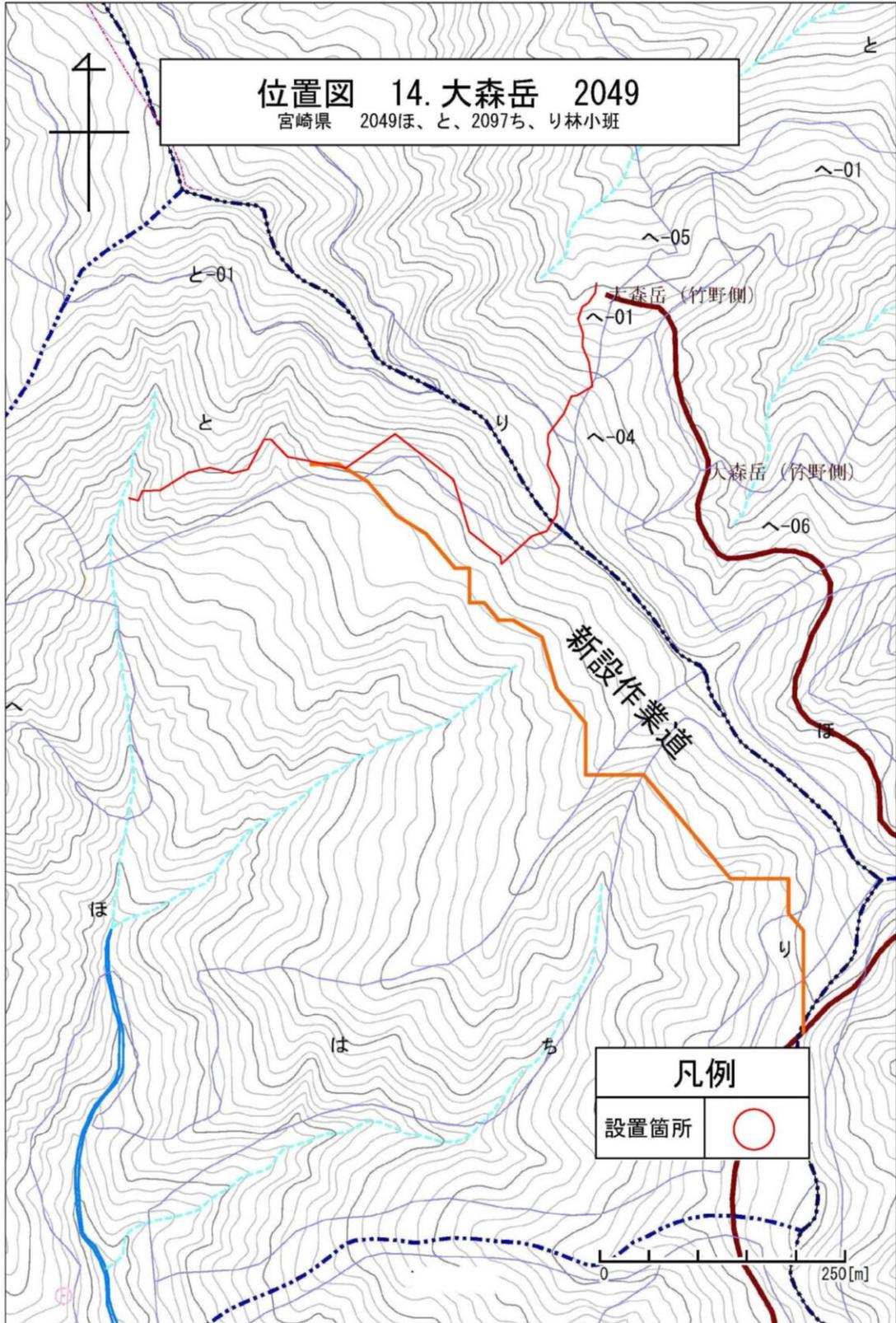
保護林モニタリング調査対象保護林位置情報

	保護林名	プロット No.	森林生態系 多様性 基礎調査	位置情報 取得年度	北緯			東経			北緯	東経
					(度)	(分)	(秒)	(度)	(分)	(秒)	(度)	(度)
森林生態系保護地域	稲尾岳周辺	14001 (9461505)	●	2021	31	8	5.1	130	53	3.8	31.13475	130.88438
		14002 (9461506)	●	2021	31	8	1.2	130	53	1.3	31.13367	130.88370
		14003 (9461507)	●	2021	31	8	0.0	130	52	56.2	31.13333	130.88228
		14004		2021	31	7	32.8	130	52	8.0	31.12578	130.86888
		14005		2021	31	7	38.6	130	51	59.9	31.12740	130.86664
		14006		2021	31	7	44.0	130	53	2.1	31.12890	130.88392
		14007		2021	31	8	33.1	130	53	21.7	31.14253	130.88937
		14008		2021	31	6	57.2	130	52	49.3	31.11589	130.88036
		14009		2021	31	8	34.6	130	53	23.2	31.14295	130.88978
		14010		2021	31	6	59.7	130	52	54.0	31.11659	130.88165
生物群集保護林	大森岳	43903 (9451514)	●	2021	32	4	41.9	131	8	56.6	32.07832	131.14905
		43904 (9451515)	●	2021	32	4	42.0	131	8	53.1	32.07833	131.14808
		43905 (9451516)	●	2021	32	4	23.8	131	9	19.9	32.07327	131.15552
		43907		2021	32	4	37.9	131	9	17.8	32.07719	131.15493
		43908		2021	32	4	42.6	131	9	19.9	32.07851	131.15552
		43909		2021	32	4	53.6	131	9	36.0	32.08155	131.15999
希少個体群保護林	楠見イチイガシ遺伝資源	1 (9451523)	●	2021	31	54	10.1	131	14	52.3	31.90281	131.24786
		2		2021	31	54	8.4	131	14	51.4	31.90232	131.24760
	青井岳カヤ遺伝資源	1		2021	31	48	59.2	131	13	17.1	31.81645	131.22140
		2		2021	31	48	58.1	131	13	17.4	31.81614	131.22149
	三ツ岩オビスギ遺伝資源	33101		2017	31	41	54.0	131	18	2.2	31.69833	131.30061
		33102		2017	31	41	50.4	131	18	10.8	31.69733	131.30300
	大矢取クスノキ等遺伝資源	33201		2017	31	33	16.4	131	12	24.4	31.55456	131.20678
		33202		2017	31	33	19.4	131	12	19.0	31.55539	131.20528

植生保護柵位置図

(1)大森岳生物群集保護林

大森岳国有林2049ほ、と、2097ち、り林小班
(平成23年度設置1箇所)



(別紙5)

令和7年度保護林モニタリング調査計画概要一覧(森林生態系保護地域)

基準	指標	モニタリング調査項目	必須/ 選択	調査手法の区分		稲尾岳周辺				
気候帯又は森林帯を代表する 原生的な天然林を主体とした 森林が維持されている	原生的な天然林等の構成状況	森林タイプの分布等状況調査	必須	資料調査	A	◎				
		樹種分布状況調査	選択	リモートセンシング*	B					
		樹種の生育状況調査	必須	資料調査	C	◎				
				森林概況調査	D					
森林生態系からなる自然環境 の維持、野生生物の保護、遺 伝資源の保護が図られている	野生生物の生育・生息状況	下層植生の生育状況調査	必須	資料調査	F	◎				
				森林概況調査	D					
				森林詳細調査	G	◎				
	野生動物の生息状況調査	選択	動物調査	資料調査	H	●				
				I-1 (哺乳類)	●					
				I-2 (鳥類)	●					
				I-3 (その他)	●					
	森林の被害状況	山火事・山腹崩壊・地すべ り・噴火等の災害発生状況調 査	選択	資料調査	J					
				リモートセンシング*	K					
		病虫害・鳥獣害・気象害の発 生状況調査	選択	資料調査	L	◎				
森林概況調査				D	◎					
森林施業・管理技術の発展、 学術の研究等に利用されてい る	学術研究での利用状況	論文等の発表状況調査	必須	資料調査	N	◎				
				適切な管理体制が整備されて いる	保護林における事業・取組実 績、巡視状況等	外来種駆除、民国連携の生物 多様性保全に向けた事業・取 組実績、巡視の実施状況調査	必須	聞き取り調査	O	◎

令和7年度保護林モニタリング調査計画概要一覧(生物群集保護林)

基準	指標	モニタリング調査項目	必須/ 選択	調査手法の区分		大森岳	
地域固有の生物群集を有する森林が維持されている	自然状態が十分保存された天然林等の構成状況	森林タイプの分布等状況調査	選択	資料調査	A		
		樹種分布状況調査	選択	リモートセンシング*	B		
		樹種の生育状況調査	必須	資料調査		C	◎
				森林概況調査		D	
				森林詳細調査		E	◎
森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護が図られている	野生生物の生育・生息状況	下層植生の生育状況調査	必須	資料調査	F	◎	
				森林概況調査	D		
				森林詳細調査	G	◎	
		野生動物の生息状況調査	選択	資料調査		H	●
				動物調査	I-1 (哺乳類)	●	
	I-2 (鳥類)				●		
	I-3 (その他)						
	森林の被害状況	山火事・山腹崩壊・地すべり・噴火等の災害発生状況調査	選択	資料調査	J		
				リモートセンシング*	K		
		病虫害・鳥獣害・気象害の発生状況調査	選択	資料調査	L	●	
森林概況調査				D	●		
森林詳細調査	M	●					
森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に利用されている	学術研究での利用状況	論文等の発表状況調査	選択	資料調査	N		
適切な管理体制が整備されている	保護林における事業・取組実績、巡視状況等	外来種駆除、民国連携の生物多様性保全に向けた事業・取組実績、巡視の実施状況調査	選択	聞き取り調査	O	●	

令和7年度保護林モニタリング調査計画概要一覧(希少個体群保護林)

基準	指標	モニタリング調査項目	必須/選択	調査手法の区分		楠見イチイガシ遺伝資源	青井岳カヤ遺伝資源	三ツ岩オビシギ遺伝資源	大矢取クスノキ等遺伝資源
希少な野生生物の生育・生息地及び個体群の存続に必要な更新適地等が維持されている	希少個体群の生育・生息環境となる森林の状況	森林タイプの分布等状況調査	選択	資料調査	A				
		樹種分布状況調査	選択	リモートセンシング*	B				
		樹種の生育状況調査	選択	資料調査	C	●	●	●	●
				森林概況調査	D				
				森林詳細調査	E	●	●	●	●
		下層植生の生育状況調査	選択	資料調査	F	●	●	●	●
	森林概況調査			D					
	森林詳細調査			G	●	●	●	●	
	森林の被害状況	山火事・山腹崩壊・地すべり・噴火等の災害発生状況調査	選択	資料調査	J				
				リモートセンシング*	K				
病害虫・鳥獣害・気象害の発生状況調査		選択	資料調査	L	●	●	●	●	
			森林概況調査	D	●	●	●	●	
			森林詳細調査	M					
保護対象とする希少な野生生物が健全に生育・生息している	保護対象とする希少な野生生物の生育・生息状況	保護対象樹種・植物群落・動物種の生育・生息状況調査	必須	資料調査	P	◎	◎	◎	◎
				森林詳細調査	Q	◎	◎	◎	◎
				動物調査	I-1 (哺乳類)				
					I-2 (鳥類)				
I-3 (その他)									
森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に利用されている	学術研究での利用状況	論文等の発表状況調査	選択	資料調査	N				
適切な管理体制が整備されている	保護林における事業・取り組み実績、巡視状況等	外来種駆除、民国連携の生物多様性保全に向けた事業・取り組み実績、巡視の実施状況調査	選択	聞き取り調査	O	●	●	●	●

九州森林管理局保護林管理委員会運営要領

第1 趣旨

「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）第6の1の規定に基づき九州森林管理局保護林管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置し、管理委員会の運営に関し必要な事項を定める。

第2 所掌

管理委員会は、九州森林管理局管内の保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林に関連する生物多様性の保全について検討を行う。

また、緑の回廊の設定、変更、管理及びモニタリング等について、木材産業、農林業等を通じた地域振興との調整等総合的な見地から検討を行う。

第3 組織

- 1 管理委員会の委員は、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等から九州森林管理局長が委嘱した者で構成する。
- 2 委員の任期は、委嘱した日から翌年度末とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任することができる。
- 4 九州森林管理局長は、管理委員会の求めに応じて委員会の下に専門的な検討を行うための部会を設置することができる。なお、部会の運営要領については、別途定めることとする。

第4 運営

- 1 管理委員会の委員長は、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は議事を運営する。
- 3 委員長は、管理委員会の承諾を得て、委員の中から委員長代理を指名することができる。
- 4 委員長は、部会が設置されている場合には、必要に応じて部会の委員の出席を求めることができる。
- 5 委員長は、議事の運営上必要があると認めた場合は、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くなど、必要な協力を求めることができる。
- 6 管理委員会の議事は、原則公開とする。ただし、委員長は、議事の内容に応じて非公開とすることができる。
- 7 管理委員会の議事概要については、九州森林管理局のホームページを通じて公開する。

第5 事務局

管理委員会に関する庶務は、九州森林管理局計画課において行う。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、管理委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が管理委員会に諮って定める。

附則 この要領は、平成28年10月21日から施行する。

附則 この要領は、令和3年11月12日から施行する。